

平成二十一年一月九日受領
答弁第三六七号

内閣衆質一七〇第三六七号

平成二十一年一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の姿勢及び認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の姿勢及び認識
に関する再質問に対する答弁書

一について

政府としては、長井健司氏死亡事件発生直後から、ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府に対し、様々な形で働きかけを行っているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ミャンマー政府との間の今後のやり取りに支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

一般に、人道という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではないが、例えば、「人のふみ行うべき道。人の人たる道。人倫。（出典 広辞苑）」とされている。

三について

お尋ねの「人道に関わる案件」の定義が明らかではなく、一概に述べることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、ミャンマーの治安当局による実力行使が行われ、長井健司氏が死亡するに至ったこ

とは極めて遺憾であると考えている。

四について

政府としては、一についてでお答えしたとおり、長井健司氏死亡事件発生直後から、ミャンマー政府に対し、様々な形で働きかけを行っている。また、対ミャンマー経済協力については、ミャンマー国民に直接利益をもたらす人道案件等に限定して実施しているところである。